

# 第19回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成25年 9月30日（月）  
午前10時～  
泉区役所 2 A会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 議題

- (1) アンケート結果の報告について
- (2) 第三次地区から第六次地区の新町名について
- (3) 新町界・町名案の地元説明会お知らせチラシについて
- (4) 横浜市住居表示審議会臨時委員選任について
- (5) 今後の検討スケジュールについて
- (6) アンケート結果の地区内への周知内容について
- (7) 次回検討委員会について

### 4 閉会

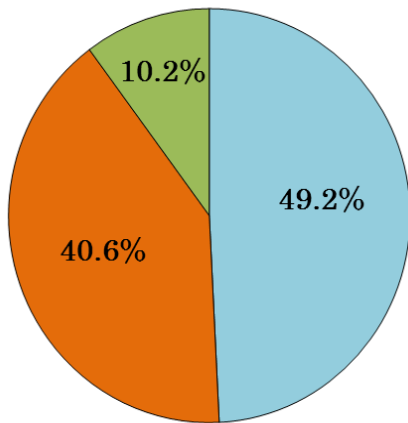
## アンケート結果の報告について

### 1 アンケートについて

泉区和泉町第三次地区から第六次地区の新町名、エリア分けについて地区内にお住まいの方の意向を調査するためアンケートを実施しました。

- (1) 実施期間…平成25年7月30日（火）から平成25年8月30日（金）まで
- (2) 回答率 …31.8%（配付数9,189枚、回収枚数2,920枚）  
（参考）第一次地区 38.7% 第二次地区 34.8%
- (3) 集計結果…平成25年9月12日（木）に会長立会のもと集計しました。

各案の回答数の割合



※案を複数選択している回答の場合は票を按分して集計しています。

案1 2つに分ける案 和泉中央（南・北）	1,437
案2 4つに分ける案 和泉中央（東・西・南・北）	1,185.5
案3 自由意見	297.5
計	2,920

### 2 アンケート自由意見欄の主な意見

- ・住居表示はせず、そのままの町名がよい…75票（2.6%）
- ・いずみ中央〇にして駅名と合わせる…55票（1.9%）
- ・和泉〇にする…37票（1.3%）
- ・和泉町〇にする…25票（0.9%）
- ・和泉中央（いずみ中央）のみにする…17票（0.6%）
- ・立場を使用し、立場もしくは西側を和泉中央（いずみ中央）、東側を立場にする…17票（0.6%）

### 3 電話での問い合わせの意見

日付	内容	対応
7月31日	アンケート回答方法について、無記名でよいとの記載がたりないので、記名してしまう人がいる。配慮が足りなかったと思う。	アンケートに記名があっても、回答が無効にはならない、公表はアンケート結果のみ、集計が終われば、回答はがきは破棄する、と説明しました。
7月31日	住居表示に反対。今現在住所は混乱していないし、昔から住んでいる人にとっては和泉町に慣れているので問題がない。	現在検討している最中であり、反対の意見もアンケートに記載してほしい。アンケート実施後アンケートの結果は公表し、地元説明会を行う、と説明しました。
7月31日	実施については賛成。町名については中央をわざわざつける必要はない。北和泉町、南和泉町にしてはどうか。	アンケートに記載していただくようお願いし、検討の資料にさせていただくことを説明しました。
8月1日	実施エリアと実施時期について地図が分かりにくいので確認をしたい。	実施時期とエリアについて詳細に説明しました。
8月1日	和泉中央(方位)は町名として長すぎる。中央を用いる必要はない。シンプルな名前がよい。	和泉〇丁目だと和泉町とまぎらわしい、和泉北和泉南ではこの地域の位置と合わない、和泉町として北部、南部が残るため、将来のことも考えて、中央と付けたと説明しました。
8月1日	町名が長すぎる。「中央」は歴史がなく無意味。和泉町全体の住居表示の町界、実施時期等の計画を示してから実施手続に入るべき、検討委員会の人選が不透明。	アンケートにご協力いただけるように説明するとともに、現在検討中であるため、最終的な町界や実施時期を示せてないことにご理解いただくように説明しました。検討委員会については、町内会の方々や関係機関の方々にご協力頂いていると説明しました。
8月1日	町名が長すぎる。和泉中〇丁目がわかりやすい。もしくは中泉がなじむと思う。	アンケートに記載していただくようお願いし、検討の資料にさせていただくことを説明しました。
8月2日	不動産登記の所有者の住所は自動的に変更されるのか。	法令上、登記簿の権利部の住所に関しては本人の申請が必要であることを説明、通知書により手数料は無料、郵送申請も可能であることを説明しました。
8月2日	自治会・町内会の区域、学校通学の範囲が変更されることはあるか。	自治会・町内会の範囲を変更する制度ではないことを説明し、学区の範囲を変更する予定もないことを説明しました。

第三次地区から第六次地区の新町名等について

決定すべき事項：①エリア分け、新町名（丁目）②新町名の採用理由③新町界

○現在検討している案

案1 2つに分ける案



理由：幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。

和泉中央（南・北）それぞれに一丁目から六丁目程度の町ができます。

案2 4つに分ける案



理由：4つの実施地区がそれぞれ下和泉地区（昨年度実施）及び和泉が丘地区（今年度実施予定）と同様となる。

和泉中央（東・西・南・北）に一丁目から三丁目程度の町ができることとなります。

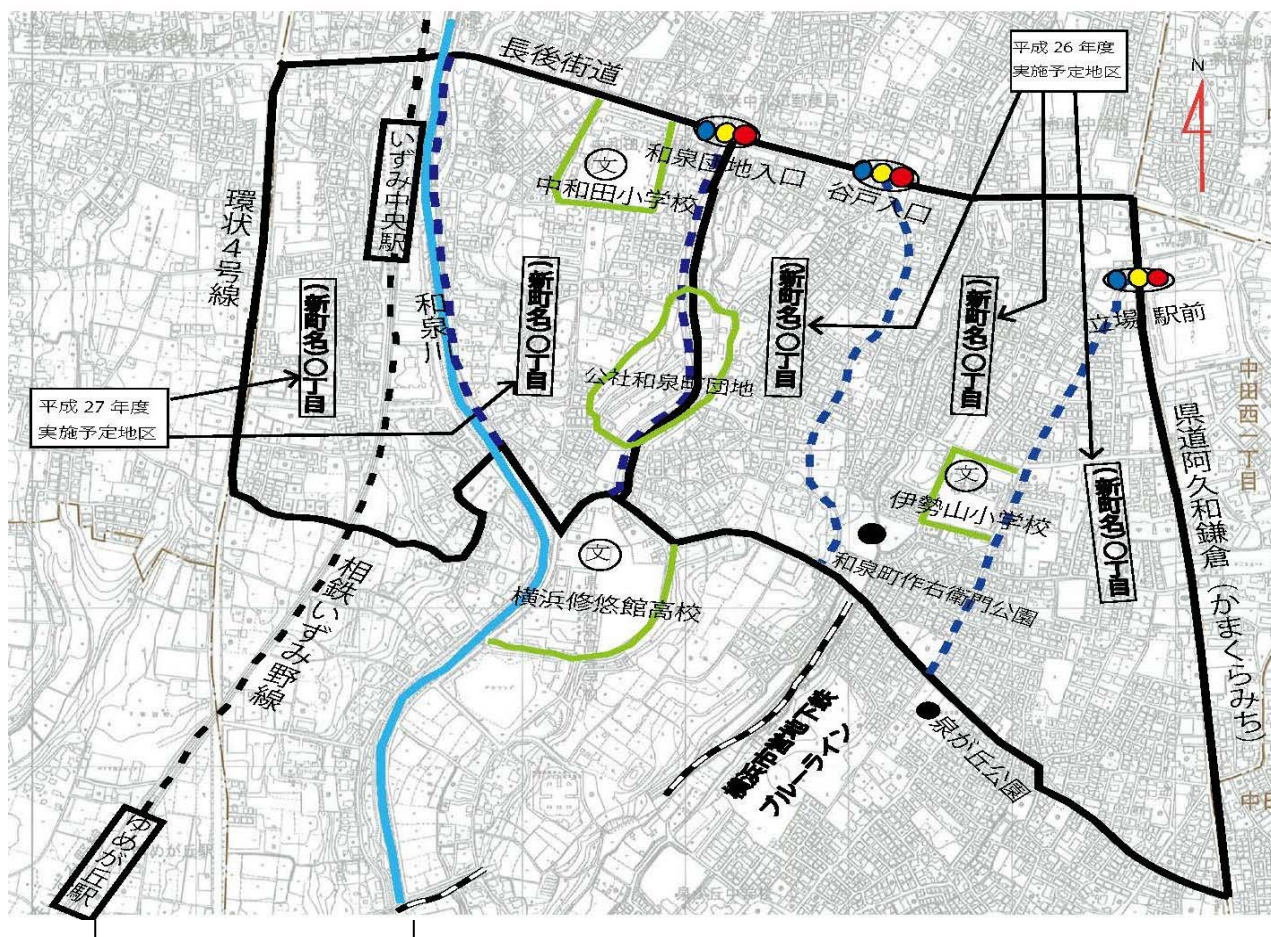


横浜市住居表示整備要綱（抜粋）

1 町名の定め方

- (1) 町名は、なるべく従来の名称（公称、通称とも）に準拠し、整理による混乱を最少限度にとどめるように考慮し、簡単を旨とするとともに、歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いもの等を選択採用する。
- (2) 全市を通じて同一町名、類似町名又は他の有名町にまぎらわしい町名は、できるだけ避けるようにする。
- (3) 新たに町の名称を付ける場合、漢字を用いる場合においてはできるだけ常用漢字を用いることとする。
- (4) 市街地においては、町名を用い、字名は使用しないようにする。
- (5) 町の実状に応じて町名に丁目を付することがある。この場合、丁目の起点は、横浜港（大棧橋）に最も近い地点とする。これによりがたいときは、その区域の中心となる場所を定めて起点とすることがある。
- (6) 丁目の数は、なるべく4、5丁目に止どめ、その配列は放射式を原則とし、やむを得ないときは環状式によるものとする。
- (7) 丁目は、従来町の下にあったが、本基準にあつては町と同位とする。

新町界案参考図

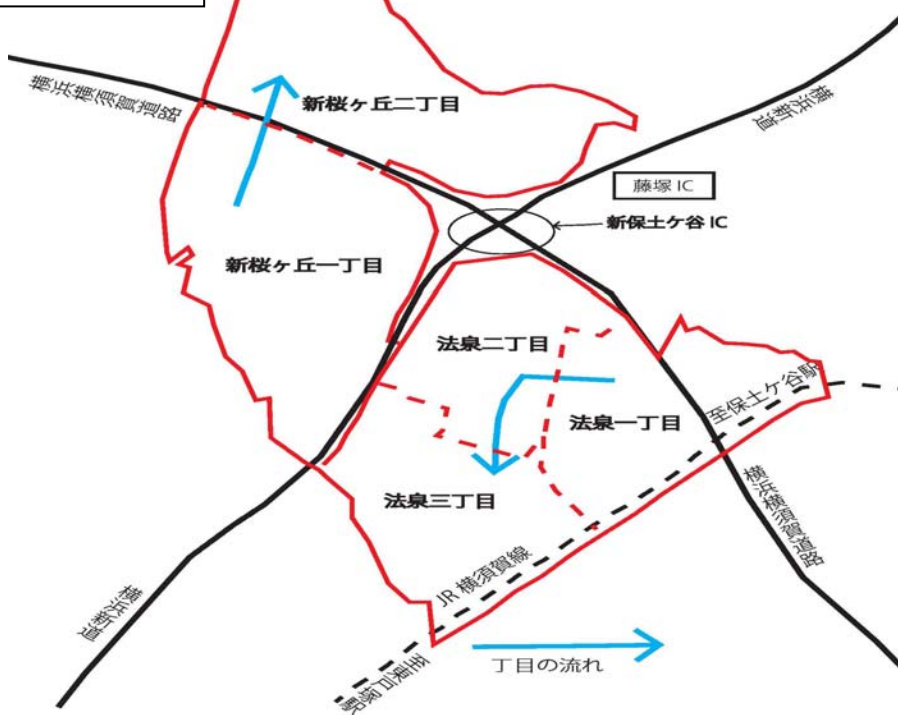


他地区の丁目の事例

泉区中田の場合



保土ヶ谷区新桜ヶ丘、  
法泉の場合



泉区和泉町第三次地区の住居表示について

# 地元説明会を開催します

泉区和泉町住居表示検討委員会において、泉区和泉町第三次地区の住居表示実施に伴い新設する町の案がまとまりました。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、泉区和泉町第三次地区の住居表示についてご説明いたしますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。(各回の内容は同じです。)

## ■内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

① [日時] 平成25年11月 9日(土) 10時から  
[会場] 伊勢山小学校 ※定員 300名  
(住所) 泉区和泉町 2868 番地

② [日時] 平成25年11月12日(火) 19時から  
[会場] 泉中央公園集会所 ※定員 50名  
(住所) 泉区和泉町 3026 番地1

③ [日時] 平成25年11月21日(木) 15時から  
[会場] 泉中央公園集会所 ※定員 50名  
(住所) 泉区和泉町 3026 番地1

④ [日時] 平成25年11月30日(土) 10時から  
[会場] 伊勢山小学校 ※定員 300名  
(住所) 泉区和泉町 2868 番地

- ※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順になります。
- ※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の会場にご参加ください。
- ※ 会場の場所は裏面の地図でご確認ください。
- ※ 会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。

【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL:045(671)2320 FAX:045(664)5295  
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

## 1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表していた住所を、規則的につけた「**街区番号**」及び「**住居番号**」により、建物ごとに異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区では、同番地が多く、飛び番地があるなどの理由から住所がわかりにくくなっています。そこで**平成 26 年秋**の住居表示実施を予定しています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

実施前：横浜市 泉区 **和泉町** ○○○○番地○

実施後：横浜市 泉区 **和泉中央南○丁目** ○○番 ○号

新町名

街区番号

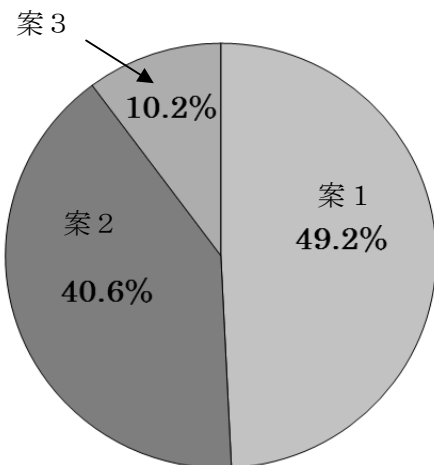
住居番号

## 2 新町名案について

平成 25 年夏に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、案 1 でお示しした『**和泉中央南一～五丁目**』を新町名案として採用しました。

**新町名案選択理由**：幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。

《アンケート結果》 アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。



案 1 2つに分ける案 和泉中央（南・北）	1,437
案 2 4つに分ける案 和泉中央（東・西・南・北）	1,185.5
案 3 自由意見	297.5
計	2,920

※ 案を複数選択している回答の場合は票を按分して集計しています。

## 3 住居表示実施に伴う新しい住所の通知

住居表示実施に伴い、住所の表し方が変わります。新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約 1 か月前に「**通知書**」でお知らせします。

## 4 皆様の住所の変更手続

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、皆様に手続をしていただくものもあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

## 5 その他

住居表示に伴い、郵便番号も変更されます。郵便物は、住居表示実施後少なくとも 1 年間は旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。  
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。



# 住居表示に伴う住所などの変更手続について

## 1 住所などの変更手続が不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで、住所などの変更手続を行いますので、手続は不要です。

1	住民票
2	印鑑登録証明書
3	戸籍
4	区役所で管理する公簿（税に関するもの）
5	横浜市健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証 旧住所のままでも医療機関で使用することができます。次回更新時に新しい保険書をお送りしますが、本人確認資料としてご利用いただける場合は、書換えを行いますので、住居表示実施後に泉区役所保険年金課にお持ちください。
6	水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK
7	横浜市立小学校、中学校及び保育園に通っている方の住所
8	電子証明書（公的個人認証）
9	パスポート
10	国民年金、厚生年金受給されている方で、年金事務所に住民票コードを届け出ている方

## 2 住所などの変更手続が必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものはご自身で住所などの変更手続が必要です。

住所等の変更手続には別途住居表示実施の約1か月前にお送りする「**通知書**」（住所変更手続）や実施日以降にお送りする「**本籍更生通知書**」（本籍変更手続）をご利用ください。

また、「**通知書**」が不足した場合などは、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更になったことを証明する「**住居表示変更証明書**」や、本籍が変更になった方へ、「**土地の名称等変更証明書**」を無料で発行します。

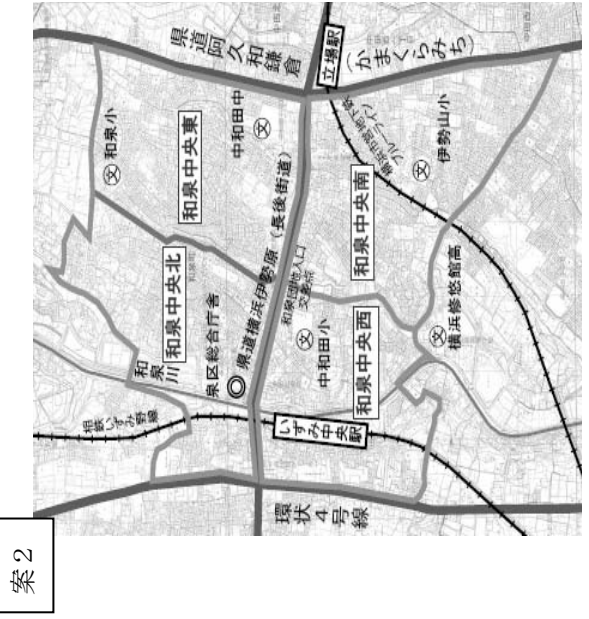
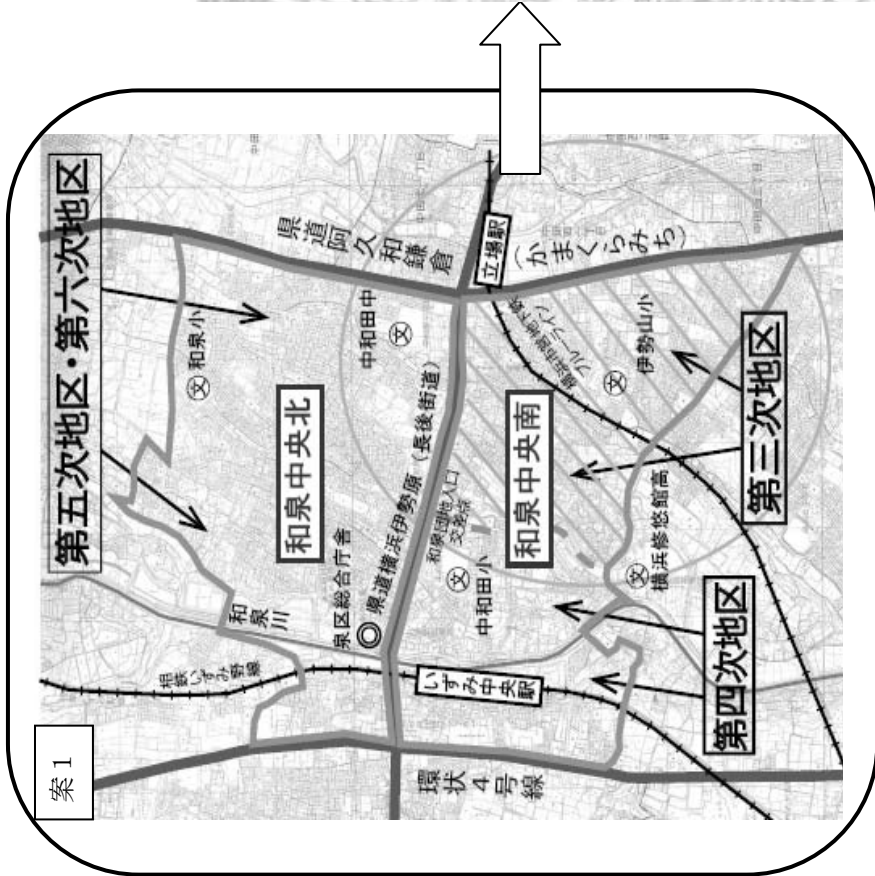
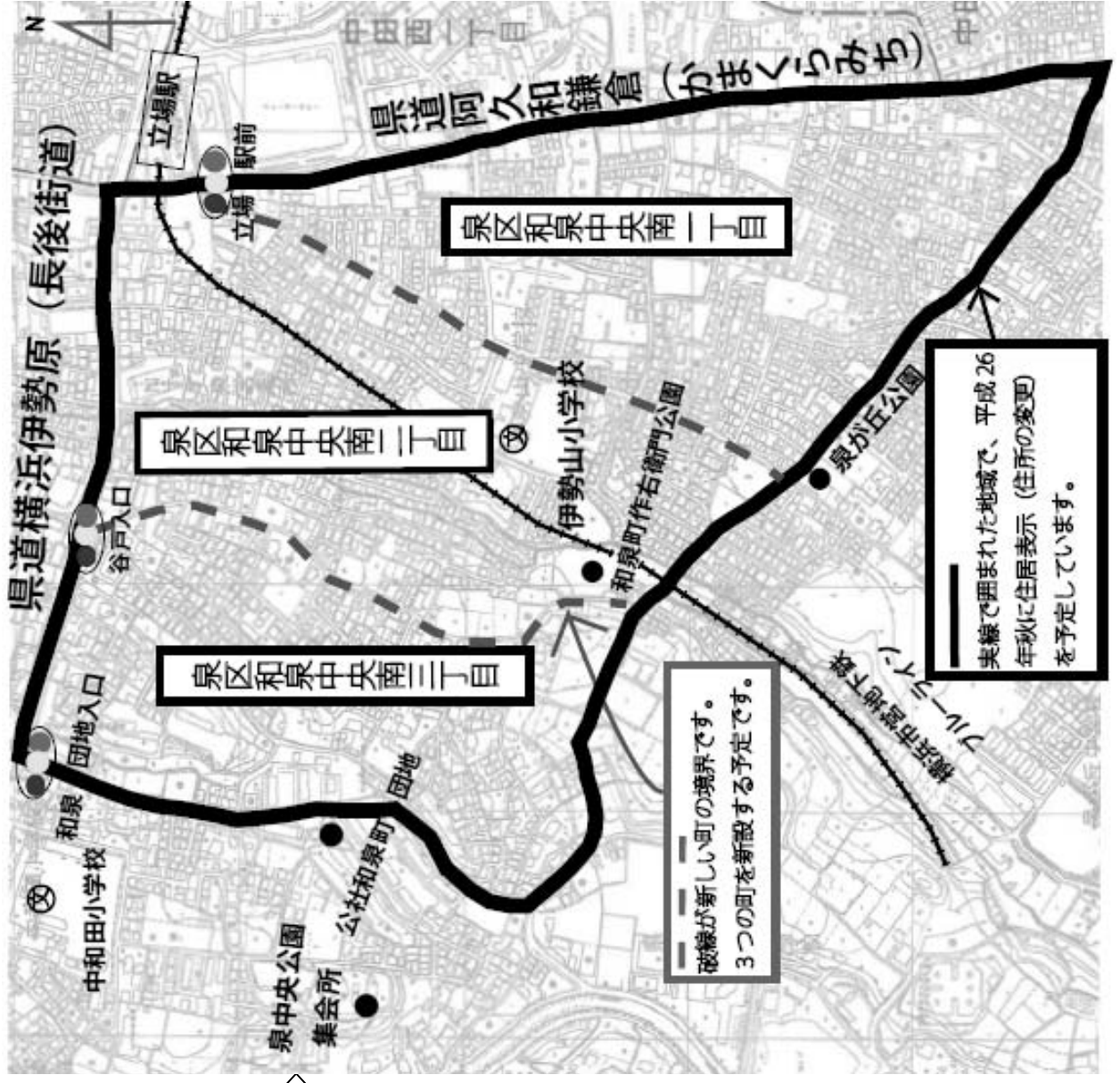
1	不動産登記簿 登記簿の表題部（所在）は、法務局が変更します。地番の変更はありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地、またはその役員の住所が変更になる場合 会社などの法人は、本店、支店の所在地またはその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
3	運転免許証
4	自動車検査証、軽自動車届出済証（自動車、125ccを超える二輪車） 自動車、250ccを超える二輪車をお持ちの方は自動車検査証、軽四輪自動車、125cc以上250cc以下の二輪車をお持ちの方は軽自動車届出済証の「所有者・使用者の住所」欄の変更と「使用の本拠」欄の変更は、通常の場合、車検・売却の際に届け出をしていただければ結構です。
5	金融機関、保険会社、郵便貯金などの契約
6	携帯電話
7	住民基本台帳カード（写真付きのみ手続きが必要）
8	横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方の住所
9	国民年金、厚生年金受給を受給されている方で、年金事務所に住民票コードを届け出していない方 国民年金、厚生年金加入者であって、受給されていない60歳以上の方

## 3 住所の変更を知人などにお知らせする

住所変更のお知らせができる送料無料のハガキを各世帯50枚お届けします。

住所等の変更手続については、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

泉区和泉町住居表示第三次地区 新町界・新町名案  
 (地元説明会 会場案内図)



案1

案2

## 横浜市住居表示審議会臨時委員の選任について

住居表示審議会での審議に泉区和泉町検討委員会委員の方のご意見を加え審議するため、臨時委員の選任を行います。平成25年度の住居表示審議会は平成26年1月中旬を予定しています。

## 横浜市住居表示審議会委員名簿

委員（任期：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで）

区分	氏名	摘要
学識経験者	間 部 俊 明	弁護士
	稲 葉 晃 一	横浜商工会議所常議員
	小 林 紀 子	横浜市歴史博物館学芸員
	鈴木 美 南 子	フェリス女学院大学名誉教授
	伊 東 昌 彦	土地家屋調査士
地域住民組織の 代表者	津 田 公 子	横浜市消費生活推進員
	岡 野 誠 一	横浜市商店街総連合会会長
	横 井 正 巳	横浜市町内会連合会顧問
関係行政機関及び 公共的団体の職員	持 田 弘 二	横浜地方法務局不動産部門首席登記官
	内 山 寿 一	日本郵便株式会社横浜中央郵便局長
	人 選 中	神奈川県警察

臨時委員（任期：当該事項審議終了まで）

区分	氏名	摘要
地域代表者	今回人選	泉区和泉町住居表示検討委員会

# 横浜市住居表示審議会条例

制定 昭和37年10月10日 条例第23号

横浜市住居表示審議会条例をここに公布する。

横浜市住居表示審議会条例

## (設置)

第1条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定に基づく住居表示について適正な実施を図るため、市長の諮問機関として本市に横浜市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 住居表示の実施基準に関すること。
- (2) 実施の区域及び期日に関すること。
- (3) 住居表示実施区域内の町、街区又は道路等の冠称に関すること。
- (4) その他特に市長が必要と認めた事項

## (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民組織の代表者
- (3) 関係行政機関及び公共的団体の職員

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

## (臨時委員)

第5条 審議会は、必要に応じ、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 前項の臨時委員は、当該審議事項に関係ある者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終わったときに解任されたものとする。

## (会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議の招集等)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が特に必要と認めたときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見を徴することができる。

## (幹事及び書記)

第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置き、市長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、委員を補佐する。
- 3 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。



(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和38年1月規則第4号により同年同月16日から施行)

## 今後の検討スケジュールについて

日 付	内 容	備 考
平成 25 年 9 月 30 日	<b>第 19 回検討委員会</b> ・ アンケート結果報告 ・ 地元説明会に提示する新町界・町名案の決定	
10 月中旬から下旬	・ 新町界・町名案の地元説明会のお知らせのチラシ配付  アンケート結果報告、新町界・新町名案決定のチラシ回覧	・ 地区内にお住まいの方々に配付  ・ 各自治会町内会（第三次地区から第六次地区対象）
11 月	新町界・町名案の地元説明会開催	
12 月中旬	<b>第 20 回検討委員会</b> ・ 「案の地元説明会」の報告 ・ 審議会に諮るための新町界・町名案の決定	
平成 26 年 1 月	横浜市住居表示審議会 基礎調査開始（家の屋形・道路形状等の確認）	
2 月	案の告示（変更請求受付期間：告示の日から 30 日間を経過する日まで）	
3 月	基礎調査の終了	

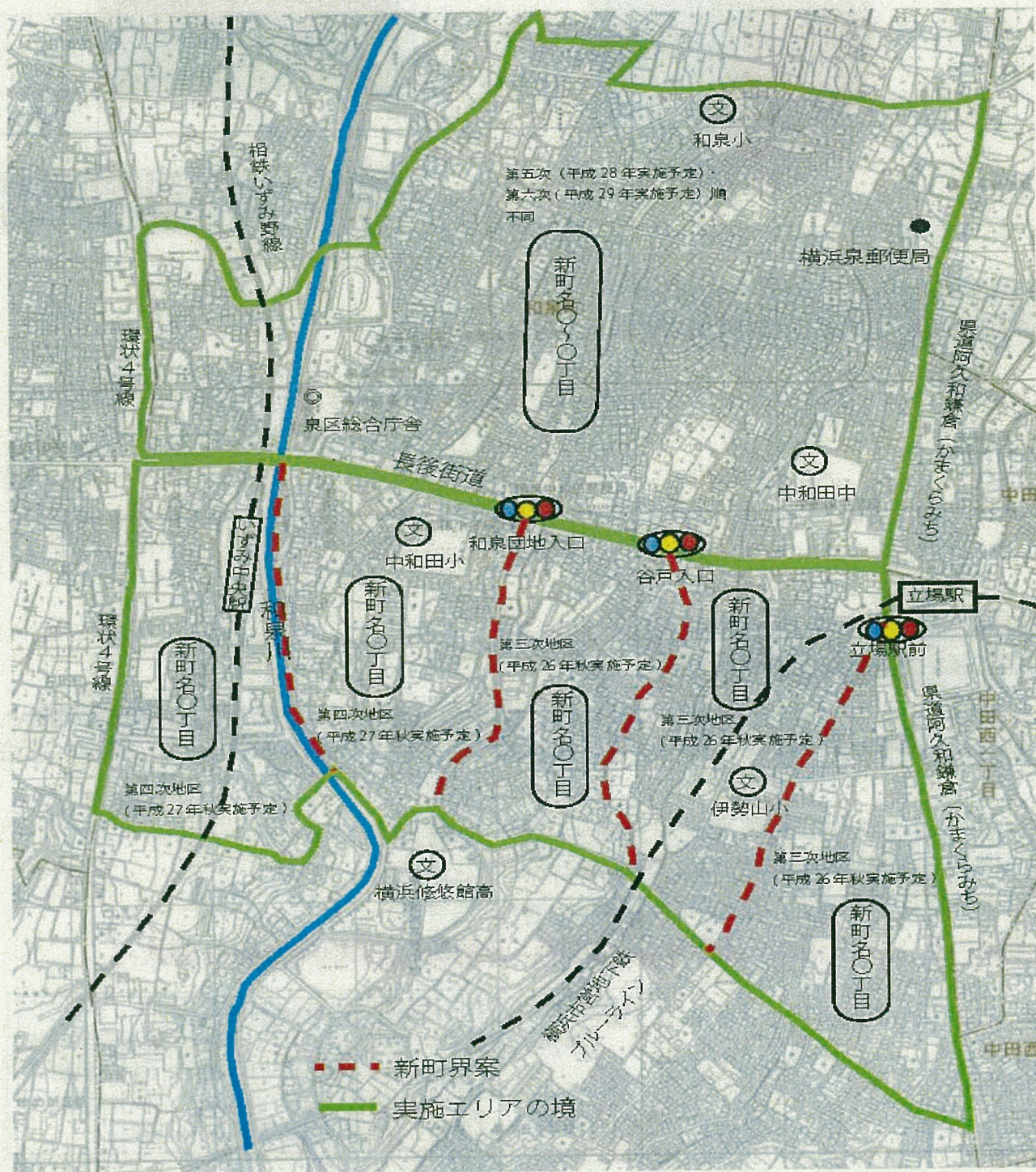


# 泉区和泉町住居表示第三次地区から第六次地区の 新町名案が決定しました

泉区和泉町住居表示検討委員会

和泉町では、平成26年秋～29年秋（予定）の第三次地区から第六次地区住居表示の実施（住所の変更）に向けて、検討を進めています。住居表示により新設される町の名稱を検討するにあたり、対象地区にお住まいの皆様へ「町名アンケート」を実施しました。アンケートの結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会において、新町名案を「（新町名）〇丁目～〇丁目、（新町名）〇丁目～〇丁目」に決定しました。

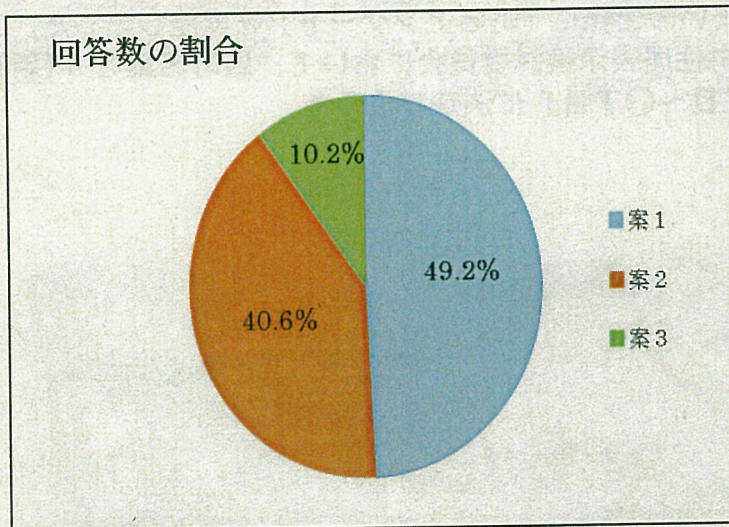
## 新町界・新町名案





## アンケート結果について

アンケートの回答にご協力いただきありがとうございました。



案1 2つに分ける案 和泉中央（南・北）	1,437
案2 4つに分ける案 和泉中央（東・西・南・北）	1,185.5
案3 自由意見	297.5
計	2,920

※案を複数選択している回答の場合は、票を按分して集計しています。

## 新町名案の決定理由について

## 地元説明会の開催について

平成25年11月に第○次地区を対象に地元説明会を開催する予定です。住居表示制度や、新町界・新町名案、住居表示実施に伴う手続等についてご説明しますので、ご参加ください。

（第○次は平成○年度の地元説明会の開催を予定しています。）

（第○次は平成○年度の地元説明会の開催を予定しています。）

（第○次は平成○年度の地元説明会の開催を予定しています。）

詳細については、後日、対象地区にお住まいの皆様にご案内をお配りします。

**【問合せ】** 泉区和泉町住居表示検討委員会  
（事務局）横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL:045 (671) 2320 FAX:045 (664) 5295  
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp